

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（第5回）

議事録

1. 日時 平成20年5月30日（金）10:30～12:30
2. 場所 地域活性化統合事務局 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室
3. 出席者
（政府）木村内閣府副大臣、加藤内閣府大臣政務官
（委員）榎谷委員長、金子教育部会長、樋口医・福・労働会長、黒川委員、薬師寺委員、島本委員、山根委員
（規制所管省庁）総務省自治税務局固定資産税課 大橋課長
財務省主税局税制第二課 谷内主税企画官
文部科学省幼児教育課 大谷幼児教育企画官
文部科学省教職員課 山田課長補佐
厚生労働省大臣官房 岡本参事官
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 岩崎保育需給対策官
経済産業省原子力保安院保安課 牧野課長
国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課 土屋課長
（事務局）上西事務局長代理、黒岩次長、畠参事官、松本参事官、石田参事官、ほか

4. 主な議事経過等

（1）開会

（榎谷委員長）本日は内閣府木村副大臣、同じく内閣府加藤大臣政務官にも御出席いただいております。まず開会にあたりまして、木村内閣府副大臣からご挨拶をいただきたいと思っております。木村副大臣よろしくお願ひします。

（2）内閣府副大臣挨拶

（木村内閣府副大臣）どうもみなさんこんにちは。内閣府副大臣の木村勉でございます。今日はお忙しいところをご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。榎谷委員長を始め、評価・調査委員会委員の皆さまにおかれましてはご多忙にも拘わらず、熱心なご審議を通じて構造改革の推進にご尽力をいただき、厚くお礼を申し上げる次第でございます。おかげさまをもちまして、平成19年度におきましては、全日制高校におけるインターネット等を活用した不登校生徒の学習機会拡大について全国展開をみたところでございます。

一方、この評価・調査委員会では、過去に実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義のあるものについて、構造改革特別区域推進本部長の諮問に応じ、規制改革実現に向けた調査審議を行うこととなっております。昨年度は3件の未実現提案について調査審議を行っていただきご意見をまとめていただいたところでございます。今年度におきましては、「どぶろく特区」の濁酒製

造における原料規定の緩和、回送運行用仮ナンバー取り付け要件柔軟化の一般道路への拡大など、8件の未実現提案について調査審議をお願いしたいと考えており、本部長からの諮問文を私が預かってまいったところでもあります。

評価・調査委員会の委員の皆さまは、それぞれの分野の第一人者として活躍されている方々であり、その専門的知見を最大限活用してご議論いただくことにより、規制改革実現のために有意義なご意見をいただきたいと思っております。各委員の皆さまにおかれましては、昨年度に引き続き今年度の調査審議についても精力的に取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(樫谷委員長) 木村副大臣、大変ありがとうございました。それでは議事次第に沿って進めさせていただきますと思います。本日は平成20年度において、調査、審議が必要な提案の諮問を受ける他、特例措置411の自主的全国展開について、新たに適用される特例措置413の評価スケジュール及び特例措置707に関わる検討結果の報告について審議することといたします。

(3) 平成20年度調査審議の諮問について

(樫谷委員長) まず調査、審議が必要な提案の諮問を受けることにします。木村内閣副大臣から、諮問についてお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(木村内閣副大臣) それでは、諮問文。

未実現の提案のうち、別表に掲げるものについて、経済的及び社会的意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるため、貴委員会の調査審議を求め、

総理大臣の代読でよろしく。

(樫谷委員長) 木村副大臣ありがとうございます。私どもといたしましても、提案者の思いをいかに実現するかという観点から、精力的に審議を進めて参りたいと思っております。どうもありがとうございます。

続いて、今回調査、審議される案件につきまして事務局から補足説明をお願いしたいと思います。

(畠参事官) 参事官の畠でございます。よろしく願いいたします。資料1と資料2で説明をいたします。まず資料1をお願いいたします。今回諮問されました事項の一覧です。1番右の欄に部会名とあります。後ほどスケジュールのところでご説明申し上げますが、実際に審議、調査いただく部会名を提示しております。内容につきましては資料2のほうで説明をしております。資料2の4ページをお願いいたします。1ページに上段、下段二つずつ整理しているところです。4ページの上のほうですが、まず都道府県固定資産評価審議会の必置規制の見直し。総務省に係る案件でして、

提案者は広島県です。制度の現状といたしまして、現在県におきまして審議会を設置することになっています基準の細目に関する事柄について、審議会の意見を聞かなければならないという状況です。それに対して提案者からは、都道府県の自主的判断に委ねるということで必ず置かなければならないという規制は廃止して欲しいというものです。それに対しまして、規制所管省庁のスタンスとしては、評価の適正、均衡を図るためには重要な事項であるというようなこと、あるいは客観的、中立的立場から審議を行う必要がある、ということで慎重な検討を要するというものでございます。

続きまして、「どぶろく特区」の濁酒製造における原料規定の緩和。財務省に係るものです。提案者は岩手県の軽米町他です。制度の現状ですが、濁酒として使用できる原料は米、麦等に限定されているところです。それに対しまして提案者からは、その規定されている以外のものでも、その地域の特産品などについて原料として使用できるようにして欲しい、という要望です。これに対する規制所管省庁のスタンスですが、濁酒とは本来米を原料として製造するお酒であるということで、従前の濁酒の規定というものがあって、そこで現在定められているような原料を限定的に認めているということから、現在もこの原料の使用を限定的に認めていくということになります。

5 ページ、幼稚園教員免許及び保育士資格の相互取得の簡易化又は一元化。文部科学省と厚生労働省に係るものです。提案者は、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会他です。制度の現状ですが、幼稚園教員の養成あるいは保育士の資格、これらにつきましては大学とか養成施設といったところで取得するというもの、それとは別に例外規定などで試験を受けてというようなものがあります。それに対して提案者からの要望として、どちらか一方の免許または資格を持っている場合は、簡易な研修を受けることによって他方の免許又は資格を取得できるようにして欲しいというものです。これに対する規制所管省庁のスタンスですが、幼稚園と保育所、基本的な目的、機能などの違いがあります。それから、固有の専門性を有しているということから、簡易な研修によって取得するという事はなかなか難しいということになります。

保健所設置要件の緩和。厚生労働省の関係です。提案者は広島県です。制度の現状ですが、保健所の設置につきましては、都道府県その他、指定都市、中核市、特別区等と規定されていますが、提案者からは人口要件を緩和すること、更には既存の保健所設置市への事務委託、また市とか町、そういったところで共同設置をできるようにして欲しいというものです。それに対しまして、規制所管省庁のスタンスですが、まず個別の事例に則して協議に応じるというものがあります。他方、保健所と申ししましてもいろいろな法律に係る案件があります。個別の法律ごとに、事務委託の是非を解釈する必要がある、というようなことがあって、包括的に事務委託は困難である、ということになります。

6 ページ。保健所長の医師資格要件原則の廃止。厚生労働省に係る案件です。提案者は広島県です。制度の現状ですが、保健所の所長には医師ということが限定されています。これに対しまして提案者からは、この医師資格要件の原則を廃止して欲しいということになります。規制所管省庁のスタンスですが、緊急事態が発生したときに瞬時的に判断しなければならない、ということから公衆衛生に精通したより高い水準の医師であることが必要である、ということになります。

尚、今申し上げました保健所関係の案件が2案件がありますが、この案件につきましては5月28

日に公表されました、地方分権改革推進委員会の第1次勧告でも言及されるなど、地方分権の観点からも平行して議論が行われています。あわせて、この評価・調査委員会におきまして、特区制度での検証の可能性を含め規制改革の観点からご検討をいただき、複数のアプローチから連携してご議論をいただきたいと考えています。

資料に戻りまして、6ページの下。火薬類取扱者制限の見直し。経済産業省に関係した案件です。提案者は秋田県の大曲商工会議所、花火ときめきチームです。制度の現状ですが、18歳未満の者は原則として火薬類の取扱をしてはならないとなっています。それに対しまして、提案者からは伝統技術の継承ということもあり、18歳以上という制限を緩和して引き下げてもらいたいという要望です。これに対します規制所管省庁のスタンスですが、公共面、あるいは年少者の安全確保がまず優先であって、年齢制限緩和は認めることができないということです。

7ページ、同じく火薬類消費許可の見直し。これも経済産業省に関係する案件で提案者も先ほどと同じです。制度の現状ですが、火薬類を爆発または燃焼させようとする者は知事の許可を得なければならない。ただし、一定の場合ではこの限りではないということで、一定数量以下のものについては許可を受けずに行うことができますが、これに対して提案者からは許可を受けなくてもいい数量を大きくしてもらいたいということです。これに対して規制所管省庁のスタンスですが、安全確保のうでで合理的な理由が存在しないことから緩和することはできないということです。

最後になりますが、回送運行用仮ナンバー取り付け要件柔軟化の一般道路への拡大。国土交通省に関係する案件です。提案者はトヨタ輸送株式会社です。制度の現状ですが、現在簡易取付可能な回送運行用仮ナンバーを取り付けて走ることができる場所は、非常に限られているという状況です。それに対しまして提案者からは、その走行できる範囲につきまして一定の要件をつけた上で一般道路にも拡大していただきたいというものです。これに対する規制所管省庁のスタンスですが、現在プレートの材質や運用方法についての見直しを行うこととされていまして、その結果を踏まえて改めて検討することにしたい。ただし、一般車両等に及ぼす影響が懸念されるということで、安全性の確保の観点から問題があるということです。以上です。

(榎谷委員長) ありがとうございます。本日は先ほども申し上げましたように、加藤内閣府大臣政務官にもおいでいただいております。加藤政務官からご意見ご発言等があれば、いただきたいと思いますがよろしく願います。

(加藤政務官) 内閣府大臣政務官の加藤です。ただいま畠参事官から、先ほど諮問させていただきました過去の未実現提案8件について説明をさせていただいたところです。今日は関係省庁の皆さんもおいででございますので、特に関係省庁の皆さんにお願いをしたいと思います。今お話がありました中で、例えば安全性に関わる分野につきまして、その安全性の確保が十分に図れないとして実現に至らなかった提案もあります。例えば安全を確保するための代替案の導入、そういった形での規制緩和を認める余地がないのか、あるいは関係者等のご協力もいただきながら、規制緩和を認める条件をいろいろ考える、こういう対応も検討できないかと考えています。また、地方公共

団体の行う事務につきましては、地域の実情を踏まえ、地方公共団体が自らの責任と判断で柔軟な対応をとることが認められないのか、是非検討していただきたいと思います。特に「どぶろく特区」などの地域活性化に有効なものについては、より地域でのアイデアや工夫を進めていきたい、という要望が上っています。このような要望にも是非答えをいただきたいと思っています。さらに、幼稚園と保育所についてはこれまでも連携の促進に向け、いろんな措置が講じられ議論が進んでいますが、是非その取り組みを特区という面からもお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、過去の8件とも各省庁からのご回答がありますが、実現に対してなかなか難しいというご指摘ではありますが、ご提案をいただいている方々、また、その特区を期待して待っておられる地域の方々の思いを考えますと、是非とも何らかの形で実現できないかと思っています。評価・調査委員会の委員の皆さまにおかれても、これから積極的なご審議をお願いしているところではございますが、重ねてになります、関係省庁の皆様方におかれましては一層のご協力、そして一步でも前に進んでいけるようなご対応をひとつよろしくごお願い申し上げまして、私からの発言とさせていただきます。どうぞよろしくごお願い申し上げます。

(樫谷委員長) 加藤政務官ありがとうございます。ただ今政務官のお話にもありましたが、本日は関係省庁の責任者の方にもおいでいただいているところです。今回の調査、審議には誠意を持って対応していただきますよう、私からもあわせてお願いいたします。よろしくごお願いいたします。木村副大臣、加藤政務官におかれましては、他のご予定もございますのでここでご退席されます。本日はどうもありがとうございます。

(樫谷委員長) それでは案件に関する、先ほどの事務局のご説明につきまして、ご意見ご質問はありますでしょうか。いかがでしょう。ございませんか。これから長くなると思いますが、よろしくごお願いいたします。具体的な調査、審議事項の検討につきましては、事務局から各部会の分担についてのご説明はこれからあるんですか。案を提示していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

(畠参事官) はい、先ほど少し申し上げましたが、資料1からご覧いただきたいと思います。資料1の1番右側の列に部会名を入れてあります。上から2つが地域活性化部会、次の幼稚園保育士関係のところは医福労と教育の合同、その下の保健所関係の2つが医福労、下の3つが地域活性化ということで、それぞれの部会の方でご検討いただきたいと考えています。

(樫谷委員長) 分かりました。分担はこのようになっていることで、ご異存はありますか。いかがでしょうか。よろしいですか。それではご異存がないということですので、それぞれの部会にて進めていくことにしたいと思います。よろしくごお願いいたします。次に特例措置411の自主的全国展開について報告が上っていますので、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(4) 特例措置411の自主的全国展開について

(松本参事官) 担当参事官の松本です。資料 3 をお願いします。特例措置 411 の自主的全国展開についてということです。制度の中身としましては、カラーの紙が 1 番最後のほうにあります。私どもではこれを合掌造り特区と呼んでいます。劇場等の一定の防火対象物につきましては、誘導灯等の消防用設備を設置、維持しなければならないということになってはいますが、特区という形で小規模劇場についても例外ということを確認しているところですが、これにつきまして、1 ページの横長の表を見ていただきたいのですが、こちらの規制所管省庁は総務省になります。こちらのほうで消防法施行規則を一部改正する形で、この規則の中でこの小規模劇場等における特区の内容を反映させるという形で、総務省のご判断で一律的に全国展開をするというようなことが報告されているところです。説明は以上です。

(榎谷委員長) ありがとうございます。ただ今のご説明についてご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。

ちょっといいでしょうか。この 1 ページのところの全国展開の実施内容のところ、なお書きのところ、「係員の常駐、あるいは係員からの説明等を見直すこととする。」と書いてありますが、これは特区の要件と少し違うということの意味しているのでしょうか。

(松本参事官) はい。特区の説明、規制の特例措置の内容について、上演前等に係員から在館者に対して、非難口の位置等に関する案内説明を従来から行うとしていたところですが、そのところについて一部手直しを行おうとしているところです。

(榎谷委員長) より緩和したということですね。分かりました。何かございませんか。よろしいですか。ありがとうございました。

次に新たに適応されました、特例措置 413 の評価スケジュールについて事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(5) 新たに適用された特例措置 413 の評価スケジュールについて

(松本参事官) はい。続きまして資料 4 の特例措置 413 評価スケジュールについてです。こちらは昨年横浜市からの提案があった、消防法との関係です。具体的にはトリアージという言葉が申し上げたことがあると思います。救急隊というのは救急車に 3 人以上の隊員を乗せて編成するということになっています。昨今非常に救急車の出動頻度が高くなって、体制的に逼迫している状況の中、トリアージという専門的な手法を用いて事前に患者の状況を把握して、傷病程度が緊急の必要性が著しく低いと合理的に判断される場合については、1 台につき 2 名の体制ということを実現するものです。この特区につきまして、資料 2 ページ、横浜におきましては本年 10 月 1 日からこの関係の条例を施行いたしまして、体制を実施する予定になっています。この特例措置の実施開始後 1 年間経過した平成 21 年 10 月から評価の体制に入っていくということで、具体的に調査スケジュールとしましては、調査開始を 21 年 10 月というような形で実施したいと思っています。これにつ

きましては、3 ページ。評価時期に係る意見というものをご審議いただきまして、委員会のほうで意見を寄せていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら。評価時期がこれでいいかどうか、いかがでしょう。よろしいですか。ありがとうございます。

次に評価、調査委員会において報告することとされています、特例措置 707 に関わる規制所管省庁の検討結果が出ていますので、報告をうけることとしたいと思います。まず事務局からお願いしたいと思います。

(6) 特例措置 707 に係る規制所管省庁の検討結果の報告について

(松本参事官) 続きまして資料の 5 をお願いしたいと思います。特例措置 707 に係る規制所管省庁の検討結果の報告について。この 2 ページをご覧くださいと思います。これは 19 年度におきまして、評価・調査委員会のほうで評価をしていただきました、特例措置 707 の議論の中でこういった指摘があったところだと思います。

⑦の今後の対応方針の、第一段落のところをご覧くださいと思います。この中で規制所管省庁について自らの名義で農業を営まない農業者が農家民宿を営む場合とか、あるいは災害時において自ら生産する米以外の米は認められないか、というようなことについて、関係省庁において随時検討を行い、評価・調査委員会へ報告をすることになっていまして、このたび規制所管省庁である財務省から報告がきています。本日は担当の企画官においでいただいていますので、そちらについては詳細の説明を財務省のほうからお願いできればと思っています。

(樫谷委員長) それでは本件の規制所管省庁である財務省主税局から、谷内さん、よろしくお願いいたします。

(谷内企画官) 財務省主税局の企画官の谷内と申します。酒税に関しましては、この特区の中でも様々な動向がありまして、いろいろと議論させていただいているところです。ここには書いていませんが、ワインとかリキュール等の最低製造数量基準につきましても、かなりの要望がきていたが、この 20 年度の税制改正の議論の中で、そういったことを与党とも議論させていただきました。それにつきましては、今通常国会の中で構造改革特区法という一部改正ということで法律を出ささせていただきます。今月の中ごろに成立して今は法を施行されるといったような状況です。それにあわせて、今年の 3 月 7 日に構造改革特区推進本部の対応方針の中で、先ほど事務局からご説明がありました 2 点についても何とか引き続き検討して欲しいと。引き続きその検討結果はこの委員会で報告して欲しいというご指摘を受けましたので、それについてご報告をしたいと思います。

この 1 ページ目の下の欄、自らの名義で農業を営まない農業者が農家民宿を営む場合の特例の適用対象とすること、ということにつきましては、ここに 2 点ございまして、(1) にあります、まず親族の方がやっておられる場合、さらには(2) にあります、農業生産法人の組合員で名義は農業生産

法人になっているけれども農業に従事されている方もいらっしゃる、そういった形で認めて欲しい。そういう方につきましては、そういったことを認められるような措置をとったということでございます。また、②ですが、基本的には「どぶろく特区」につきましては、自らつくった米を酒にした場合に認めるといったようなことでしたが、災害の際にお米ができない場合には他の米でもできるように、といったようなことにつきましても、そういったことができるような措置をとらせていただきました。いずれの措置も今回の特区法の法改正がありまして、法律改正を若干手直ししないとできなかったものでして、それをさせていただいたうえでここにございますように、今月の 21 日に政令改正を施行したところです。主税局からの報告は以上です。

(檜谷委員長) ありがとうございます。一応この主旨に従った対応ができた、ということでよろしいですか。ただ今の報告内容につきまして、ご意見、ご質問がありましたらいかがですか。よろしいですか。ありがとうございます。

他に事務局から連絡事項がありましたら、よろしくお願いします。

(7) 今後のスケジュールについて

(松本参事官) それでは、今後のスケジュールについて説明をします。資料 6 をご覧ください。資料 6 の 1 番上に、本日の第 5 回の会合がございまして、先ほど部会の分担についてご説明いたしました。地域活性化部会、医福労部会、医福労・教育合同部会、それぞれにおきまして調査、実施をお願いするということです。6 月から 7 月の頭にかけて、何度かそれぞれの部会ごとをお願いすることになるかと思っております。7 月下旬から、8 月上旬くらいまでに調査結果の決定の最終的な取りまとめをお願いしたいと考えているところです。それぞれの部会の関係につきましては、関係する委員の皆さまにご連絡なりを申し上げますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(檜谷委員長) ありがとうございます。ただ今の事務局のスケジュールに関するご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。大変厳しいスケジュールになっていると思いますが、よろしくお願いいたします。よろしいですか。ありがとうございます。

(8) 閉会

(檜谷委員長) 今後各部会の具体的な開催日時につきましては、先ほども事務局からご説明がありましたように、今後各部会において審議を進めつつ決めていくこととします。それでは本日は相当スケジュールが早かったのですが、これで閉会したいと思います。ありがとうございます。

以上

(文責 地域活性化統合事務局 速報のため事後修正の可能性あり)